

ようこそ！千葉労連ユニオンへ

千葉労連ユニオンは
どんな仕事をしていても、
一人でも加入できる、千葉県
で働く仲間のユニオンです。
一人で悩まずに、すぐ

043-202-8615



悩み。不安。困った… そんな時の労働組合

ボーナスや給料が削られる、残業代が出ない、リス
トラされそう、有給休暇が取れない、倒産が心配…
そんなとき、労働組合が出番です。



そうなる前に…
千葉労連ユニオン

黙っていたら何も変わらない
だからあなたもユニオンへ

1人でも入れます

アルバイトでも

ハケンでも



組合員は、千葉労連ユ
ニオンの各種共済制
度に参加できます。

千葉労連ユニオン共済
全労連120万人の仲間と連帯



困った仲間を助けよう、
困った時には助けてもらおう

こんな権利、あんな権利

- ◆労働時間は1日8時間・週40時間・週休1日が原則です。これ以上働けば残業手当を請求できます。
- ◆給料は、毎月、一定期日に、直接・通貨で、全額支払うことが使用者の義務です。時間給の最賃額を下回することは違法です。
- ◆有給休暇は、理由のいかんにかかわらず自由に取れます。アルバイトやパートでも6カ月以上働いていれば有給がとれます。
- ◆派遣・パート・契約・期間社員など、期間を定めて働いている場合、その契約期間中の解雇は厳しく規制されています。
- ◆男女雇用機会均等法では、募集・採用・配置・教育訓練・福利厚生・定年などで男女を差別することが禁止されています。
- ◆使用者は最低の労働条件を定めた労働基準法を守る責任があり、守らなければ罰せられます。

労働基準法や労働安全衛生法など、働く仲間を守る法律がたくさんあっても、現実には守られていません。

だから労働組合！

労働組合に入ってから初めて、権利を実現できます



労働組合の3つのチカラ

要求

有休とりたい
給料上げて

あなたの声が
チカラになります

団結

一人だと難しい
でも、2人、3人集まれば…

仲間のチカラを合わせて
パワーアップ

交渉

あなたの要求
みんなの声をカタチに

会社と対等に交渉できるところが
労働組合のスゴイところ

労働組合があれば、会社に対して団体交渉を申し入れ、社長とも対等の立場で交渉し、賃金や雇用、労働条件を改善できます。労働組合を結成することは、憲法第28条で保障されている基本的権利です。労働者は、ひとりでは弱いものの労働組合を作れば労働条件を改善し働く権利を守ることができます。



組合っていいもんだ

千葉労連ユニオン
043-202-8615

〒260-0854 千葉市中央区長州 1-10-8
自治体福祉センター 3F 千葉労連内
E-mail: chibarouren@axel.ocn.ne.jp

働く者の千葉地方共済会 TEL 043-225-5576
千葉市中央区長洲1-10-8自治体福祉センター3F FAX 043-221-0138